

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスは、株主を重視した経営を実現していくうえで重要な課題の一つと考えています。

当社は、社外取締役、社外監査役の選任により、経営の透明性の向上と監視機能の向上を図るとともに、従来の取締役会制度および監査制度の機能を十分に発揮させることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指していく所存です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

現在、当社の株主における海外投資家の保有比率は2%程度であり、相対的に低い状況にあります。当社は既にインターネットによる議決権行使は導入しておりますが、特に海外機関投資家に利便性の高い議決権電子行使プラットフォームの利用検討、英訳検討は海外投資家保有比率が20%程度に高まった時点で検討していきます。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は経営理念として「絶え間ない革新により、お客様から満足と信頼を頂く製品・サービスを提供し続けることを通し、社会に貢献します。その実現に携わる全ての人々が生き甲斐と働き甲斐を見いだすことのできる企業であり続けます」と掲げるとともに、その価値観を顧客満足に置き、事業を展開しています。現段階では当社グループの将来像を描いた中期経営計画は公表しておりませんが、当該計画の公表と進捗状況を報告することが株主の皆さまをはじめとするステークホルダーに資するものと考えており、今後検討して参ります。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書「1. 基本的な考え方」をご参照願います。今後、本コードの原則を踏まえたガバナンス方針として内容を充実させ、開示して参ります。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役および監査役の報酬については、社内規程等において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役および監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績等を考慮し、代表取締役が発議の上、取締役報酬は取締役会決議で、監査役報酬は監査役会協議で決定しています。なお、報酬決定に関する具体的方針と手続については、今後検討して参ります。また、経営陣幹部である執行役員の報酬・賞与については使用人であることから、給与規程等に基づき業績等が勘案され決定されます。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補者の提案は、役員選任規程に則り、諸条件を勘案した上で、代表取締役社長が発議し、取締役会で決定しています。経営陣幹部である執行役員の選任に際しては業務執行状況を勘案し、代表取締役社長が発議し、取締役会で決定しています。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、法令に則り、株主総会招集通知において社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任理由について開示しています。常勤の取締役候補者、監査役候補者の選任に資するため、現在は顔写真ならびに個人別に経歴を記載していますが、今後は全ての候補者に対し、選任の理由を記載して参ります。

【補充原則3-1-2】

補充原則1-2-4で記載のとおり、現在、当社の株主における海外投資家の保有比率は2%程度であり、相対的に低い状況にあります。英語での情報開示・提供は、海外投資家保有比率が20%程度に高まった時点で検討していきます。

【補充原則4-1-2】

現段階では、当社グループの将来像を描いた中期経営計画は公表しておりませんが、当該計画の公表と進捗状況を報告することが株主の皆さまをはじめとするステークホルダーに資するものと考えており、今後検討して参ります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

当社は、取締役会で決議すべき事項について、多角的かつ十分な審議を行い決議し、執行しています。また、経営陣の報酬については、原則3-1で示したように、適切な指標を設定し運用していく考えです。

【補充原則4-2-1】

当社は、経営陣の報酬については、株主総会の決議による取締役および監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績等を考慮し、代表取締役が発議の上、取締役報酬は取締役会決議で、監査役報酬は監査役会協議で決定しています。中長期の業績連動割合や株式報酬については反映していませんが、今後、経営陣の報酬の在り方を検討する上で視野に入れて参ります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法および東京証券取引所が定める基準を勘案し、独立社外取締役の候補者を選定しています。今後は、当社独自の独立性判断基準を策定することも検討していきます。

【補充原則4-10-1】

当社は、現在、取締役8名中2名が独立社外取締役であり、任意の諮問委員会等を設置するのは適当では無いと判断しています。しかしながら独立社外取締役の適切な関与・助言を得る必要性は認識しており、当面は更なる取締役会の活性化で実現して参ります。今後、社外取締役の増員、機関設計の変更等によるガバナンス強化策を検討していく中で、当該補充原則も検討していきます。

【補充原則4-11-3】

取締役会は、原則月1回開催し、重要な案件を審議・決議しています。決議に際しては、十分な審議時間を確保して、社外取締役を含め活発な議論を行い、決議に至っておりますが、取締役会全体の実効性についての分析・評価は行っていません。今後の取締役会自体の在り方を検討する上では重要な手法と考えており、開示も含め今後、検討して参ります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

現段階では、当社グループの将来像を描いた中期経営計画は公表しておりませんが、当該計画の公表と進捗状況を報告することが株主の皆さまをはじめとするステークホルダーに資するものと考えており、今後検討して参ります。その折には、当該原則を踏まえ、目標等を検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、良好な取引関係の維持発展等を目的として、上場株式を保有しています。当該政策保有株式については、リスクとリターンを踏まえた経済合理性や取引関係を鑑み、定期的に保有意義を検証し、保有の可否を判断しています。

また、政策保有株式に係る議決権の行使については、適切な議決権行使が企業のガバナンス体制強化を促し企業の中・長期的な価値向上につながるものと考えており、原則として全ての政策保有株式について議決権を行使しています。また、行使に際しては、投資先企業の状況や取引関係等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断することを基本方針としています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、株主の利益保護を順守するため、取締役、監査役等の当社関係者や主要株主がその立場を濫用して、当社や株主の利益に反する取引を行うことを防止するため、取締役会決議を求める旨を取締役会規程等で定めています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は経営理念として「絶え間ない革新により、お客様から満足と信頼を頂く製品・サービスを提供し続けることを通し、社会に貢献します。その実現に携わる全ての人々が生き甲斐と働き甲斐を見いだすことのできる企業であり続けます」と掲げるとともに、その価値観を顧客満足に置き、事業を展開しています。現段階では当社グループの将来像を描いた中期経営計画は公表しておりませんが、当該計画の公表と進捗状況を報告することが株主の皆さまをはじめとするステークホルダーに資するものと考えており、今後検討して参ります。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書「1. 基本的な考え方」をご参照願います。今後、本コードの原則を踏まえたガバナンス方針として内容を充実させ、開示して参ります。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役および監査役報酬については、社内規程等において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役および監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績等を考慮し、代表取締役が発議の上、取締役報酬は取締役会決議で、監査役報酬は監査役会協議で決定しています。なお、報酬決定に関する具体的方針と手続については、今後検討して参ります。また、経営陣幹部である執行役員報酬・賞与については使用人であることから、給与規程等に基づき業績等が勘案され決定されます。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補者の提案は、役員選任規程に則り、諸条件を勘案した上で、代表取締役社長が発議し、取締役会で決定しています。経営陣幹部である執行役員選任に際しては業務執行状況を勘案し、代表取締役社長が発議し、取締役会で決定しています。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、法令に則り、株主総会招集通知において社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任理由について開示しています。常勤の取締役候補者・監査役候補者の選任に資するため、現在は顔写真ならびに個人別に経歴を記載していますが、今後は全ての候補者に対し、選任の理由を記載して参ります。

【補充原則4-1-1】

当社は、法令上、取締役会における決議事項とすることが定められている事項の他、その重要性(内容、金額)等に鑑み取締役会決議事項とすることが適当であると認められる事項に関しては取締役会規程において取締役会決議事項と定めており、その基準は「決裁権限基準一覧表」によって明確にしています。また、業務執行に係る数多くの意思決定は、業務執行レベルの意思決定機関である経営会議決議(業務執行取締役ならびに執行役員で構成)および執行役員稟議決裁を通じた意思決定に委任されており、意思決定の迅速化を図っています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役2名、社外監査役2名を選任し、うち社外取締役2名、社外監査役1名の計3名を独立役員として登録しています。独立社外取締役は独自の視点から各取締役と意見交換を行っており、また独立役員の社外監査役は経営会議等にも出席し執行面の監視も行われていることから、独立社外役員3名で十分に経営の監視および監督は機能できていると考えており、現時点においては独立社外取締役の増員は必要ないと考えています。しかし、今後、当社を取り巻く環境が変化することで社外取締役を増員する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を検討していきます。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法および東京証券取引所が定める基準を勘案し、独立社外取締役の候補者を選定しています。今後は、当社独自の独立性判断基準を策定することも検討していきます。

【補充原則4-11-1】

当社は、定款により取締役は10名以内と定義しており、現在の企業規模に見合った員数であると判断しています。また、取締役候補者の提案は、役員選任規程に則り、諸条件を勘案した上で、代表取締役が発議し、取締役会で決定しています。現体制においても経営、技術、生産、営業、法務等に卓越した見識を有する取締役で構成され、十分な多様性を有していると認識していますが、継続的に多様性および規模に関する考え方を検討して参ります。

【補充原則4-11-2】

当社は、事業報告および株主総会参考書類において、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職を開示しています。なお、業務執行取締役全員は当社グループ以外の他の上場会社に役員は兼任しておらず、また常勤監査役も他社役員は兼任していないことから各業務に専念できる体制となっています。

【補充原則4-11-3】

取締役会は、原則月1回開催し、重要な案件を審議・決議しています。決議に際しては、十分な審議時間を確保して、社外取締役を含め活発な議論を行い、決議に至っておりますが、取締役会全体の実効性についての分析・評価は行っていません。今後の取締役会自体の在り方を検討する上では重要な手法と考えており、開示も含め今後、検討して参ります。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役・監査役が、各人の判断において、それぞれの役割・責務を果たすために必要な知識等を研鑽するための機会を提供するとともに、その費用の支援を行う方針です。特に、社外役員に対しては、当社の経営戦略、事業環境等の理解を深めていただくために、就任後適宜、各所管部署、担当役員から説明を受けており、議論の基盤共有が図られています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資家の皆さまとの建設的な対話を促進し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、以下の施策方針で臨んでいます。

1. 原則、IR・広報部門が対応しますが、統括する担当取締役を指定しており、当該情報を集約し、当該取締役が主管する情報開示委員会で周知・検討され、必要に応じて取締役会に報告されます。
2. 当社では、ディスクロージャー・ポリシーを設定しており、公開しています。公正かつ公平な情報開示を図るため、沈黙期間を設けるなど、運用を徹底しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)	3,614,000	4.96
遠藤 四郎	2,880,000	3.95
富士フイルム株式会社	1,329,647	1.82
豊嶋 利夫	1,027,000	1.41
池上通信機取引先持株会	946,719	1.30
斉藤 輝久	790,000	1.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)	790,000	1.08
株式会社東芝	726,000	1.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	703,000	0.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	689,000	0.95

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山崎 雅彦	弁護士													
伊藤 泰彦	他の会社の出身者								△					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山崎 雅彦	○	適合項目はありません。	山崎雅彦氏は弁護士を現任されており、法曹としての知識や経験を当社の経営に反映頂くとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために選任しています。また、同氏と当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
伊藤 泰彦	○	伊藤泰彦氏は2009年6月まで当社の取引先の一つであるKDDI株式会社の代表取締役執行役員副社長でしたが、退任されてから6年が経過しています。なお、当社との取引が当社の売上高に占める割合は軽微です。	伊藤泰彦氏は経営者としての豊富な経験と通信関連技術に関する幅広い知見を有しており、その経験と知見を当社の経営に反映頂くとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために選任しています。また、同氏と当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人である監査法人保森会計事務所とは、情報交換の場を定期的に期初・四半期決算・確定決算で設け、また、必要に応じ随時にコミュニケーションを図っています。

また、代表取締役社長直轄の社内監査部門である内部監査室は、毎月の監査役会に出席するとともに（前事業年度に14回開催された監査役会のうち10回に出席）監査役の定期的な業務監査に同行し支援するなど、定期的および日常的にコミュニケーションを図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大越 弘孝	税理士													
永島 建二	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大越 弘孝		適合項目はありません。	大越弘孝氏は税理士資格を有し、財務および会計分野の専門的知識を有しており、当社の監査に反映して頂くため、当該監査役に選任しています。
永島 建二	○	適合項目はありません。	永島建二氏は他社での財務・会計に関する業務経験および監査役としての経験を有しており、当社の監査に反映して頂くため、当該監査役に選任しています。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	3名
---	----

その他独立役員に関する事項

当社は社外取締役および社外監査役を選任するため、当社独自の独立性判断基準、または方針を定めていませんが、会社法および東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準を参考にし、客観的立場からの監査・監督機能としての役割や、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことなどを総合的に判断して選任しています。今後は、当社独自の独立性判断基準を策定することも検討していきます。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は株主をはじめとするステークホルダーへの還元策を充実させることが最優先の命題であり、現段階においては取締役にインセンティブを付与する段階には至っていないと判断しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当該事業年度の当社の取締役および監査役に対する役員報酬の総額および、監査法人に対する監査報酬を有価証券報告書で開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役を補佐する担当セクションは、特設、設けていませんが、必要に応じてサポートを適当な部門に指示する旨、全取締役・全監査役の意思は共有化されています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 当社コーポレート・ガバナンス体制の概要

- (1)当社は監査役会設置会社として、8名の取締役(うち2名は社外取締役)、3名の監査役(うち2名は社外監査役)で構成されています。
- (2)取締役会は、迅速かつ的確な経営判断ができるよう、当社の事業に精通した6名の取締役および2名の社外取締役で構成され、毎月1回の定期開催のほか必要に応じて臨時に開催し、法令・定款および当社の決裁基準に定める重要事項につき、監査役出席のもとで意思決定を行なっています。
- (3)全社経営執行に係る報告・審議・意思決定の場として、当社の事業に精通した6名の取締役、執行役員を構成員とする経営会議を月1回開催しています。
- (4)監査役による監査役監査、内部監査室による内部監査が行なわれています。経営の監査・監督については、社外監査役2名を含む合計3名の監査役による監査等が有効に機能しており、特に常勤監査役においては社内の監査を定期的に行なうとともに、取締役会、経営会議に全て出席し、適宜、妥当性・適法性の観点から意見の表明を行なっています。また、代表取締役社長直轄の内部監査部門である内部監査室が、業務監査の一環として、内部統制環境の整備・運用状況を日常的に監視し、問題点等の指摘・是正勧告を行なっています。
- (5)当社では、監査法人保森会計事務所と監査契約を締結しています。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は渡部逸雄氏、大東幸司氏であり、監査法人保森会計事務所に所属しています。また、会計監査業務に係る補助者は公認会計士7名です。

2. 現状の体制を採用している理由

「現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」をご参照願います。

3. 監査役機能強化に係る取り組み状況

【監査役関係】「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」等をご参照願います。

4. その他業務執行・監督機能強化に係る取り組み

- (1)日常の業務執行状況はもとより、事業運営の課題解決と構造改革の更なる推進による利益体質への転換、成長戦略の確実な推進等を目指し、当社の事業に精通した6名の取締役ならびに全執行役員等を構成員とする月次執行会議を毎月1回開催し、抜本的な企業体質の変革に挑んでいます。
- (2)平成25年4月より執行役員制度を導入し、当社グループ全体の経営方針・戦略の意思決定を行う取締役会機能の強化と、方針・戦略に基づいた業務執行を迅速かつ確実に実行する機能強化を両輪で実施しています。
- (3)当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約締結に当たっては、損害賠償責任限度額は、法令に定める額としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

現在、当社では経営の健全性・透明性の維持・向上のため、社外取締役および社外監査役を選任しています。取締役会は、的確かつ迅速な経営判断ができるよう、当事業に精通した6名の取締役および2名の社外取締役により構成され、意思決定レベル・経営効率の維持・向上を図っています。特に社外取締役2名は、法曹としての知識や経験、経営者としての豊富な経験と通信関連技術に関する知見を有しており、コーポレートガバナンス全般ならびに経営の監視および監督機能の一層の強化を目的として選任されています。また、社外監査役2名を含む合計3名の監査役による監査を行うことで、経営の監督機能は十分機能していると考えています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限以前に株主総会招集通知を発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしています。
その他	招集通知を当社ウェブサイトに掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社の情報開示に関する基本方針を定めたディスクロージャーポリシーを作成し、ホームページ上で掲載しています。	
IR資料のホームページ掲載	投資家向け情報のページとして、決算短信、有価証券報告書、株主情報等を掲載しています。また、TDnetで開示した情報は全て遅滞なく掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室 広報・IRグループが担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の取得など、全社的にEMS活動を展開し、環境保全活動を行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャールールを制定し、ステークホルダーに対する情報提供の基本方針を社内でも共有しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社子会社(以下「当社グループ」という。)は、業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動に係る法令等の順守ならびに資産の保全という観点から内部統制システムの充実に努めています。当社は、以下に記載する取締役会決議内容に基づき、内部統制を具体的に整備するとともに、当社子会社に対しても当社の体制に準じて内部統制システムの整備を行うものとしています。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社グループの経営理念、行動規範、コンプライアンス・ルール等を明確にし、徹底を図る。
- (2)コンプライアンス規程を整備し、当社グループの取締役および使用人が法令・定款および当社グループの経営理念を順守するためのコンプライアンス体制を構築する。
- (3)コンプライアンス、リスク内部統制担当取締役を長とするRC委員会において、当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、その徹底を図るための具体的な計画を策定し実行する。
- (4)コンプライアンスに関するリスクの未然防止と早期解決を図るため、内部通報制度を構築する。内部通報制度は、RC委員、RC委員会事務局を窓口とし、匿名での通報も認めること、通報をした者が通報したことを理由に不利益な取扱いを受けないことを、その内容に含むものとする。
- (5)金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応するため、代表取締役社長を最高責任者とする「金商法内部統制プロジェクト」を設置し、当社および当社連結グループ各社の財務報告に係る内部統制を構築する。
- (6)コンプライアンス・ルールにおいて、反社会的勢力との一切の関係遮断を定め、これを周知する。反社会的勢力による不当要求に毅然とした態度で臨み、社内外の関係者と連携を取り、組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)情報管理規程および情報保管保存規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (2)上記の文書等の保管の期間は、法令の別段の定めのない限り、情報保管保存規程に定めるところによる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)リスクマネジメント方針を定めリスク管理を体系的に規定するリスクマネジメント規程を定める。コンプライアンス、リスク内部統制担当取締役は、リスクマネジメント規程に基づき全社のリスクを統合的に管理し、企業リスク管理、事業リスク管理、部門リスク管理を重層的に行う。
- (2)コンプライアンス、リスク内部統制担当取締役を長とするRC委員会において、当社グループにおける統合的なリスクマネジメントを実施する。委員会の活動の概要は、定期的に取り締りおよび監査役に報告する。
- (3)不測の事態が生じた場合は代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (2)取締役会の前週に業務執行担当取締役ならびに執行役員が出席する経営会議を開催し、業務執行における意思決定を行う。
- (3)代表取締役は、各取締役の職務に応じた責任・権限を明確にするとともに、各取締役間の意思疎通を促進する。各取締役は、職務執行の状況について3ヶ月に一度以上取締役会に報告する。
- (4)取締役および重要な使用人に至る決裁権限基準を定義した稟議規程に基づいて、取締役の職務の執行を適かつ効率的に行う。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1)当社グループの経営管理を担当する取締役の責任と権限を明文化し、当社グループ従業員に徹底する。
- (2)当社グループにおける業務の適正を確保するため、取締役はグループ会社管理規程等に基づいて、子会社経営の管理・監督を行うものとする。
- (3)取締役は、当社グループにおいて法令違反その他コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要な事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会ならびに監査役に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ必要に応じて使用人から監査役補助者を指名する。
- (2)上記の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分等人事権に係る事項の決定には、監査役会の承認を得なければならないものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)当社グループは、監査役に対して取締役会、経営会議その他業務執行状況の報告が行われる重要な会議への出席の機会を提供する。
- (2)当社グループの取締役、および重要な使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役会に報告する。加えて、当社グループの使用人が直接監査役に報告できる通報制度を構築する。通報した者が通報したことを理由に不利益な取扱いを受けないことを、その内容に含むものとする。
- (3)当社グループの取締役は、定期的な職務執行状況を監査役に報告する。

8. その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを確保するための体制

- (1)監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- (2)監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、RC委員会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。
- (3)監査役は内部監査部門と緊密な連携を保つとともに必要に応じて内部監査部門に調査を求める。
- (4)監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを利用できる。
- (5)監査役が、職務の執行のために生じる費用について請求したときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用の処理をする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「業務の適正を確保するための体制」の中に基本方針を定め、有価証券報告書等に記載しています。具体的な内容については【内部統制システム等に関する事項】「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」をご参照下さい。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成19年5月18日開催の取締役会決議により、濫用的な買収者から当社企業価値を維持することを目的として大規模買付ルール（買収防衛策）を導入し、改めて同年6月28日開催の株主総会におきまして当該買収防衛策の導入につきまして株主のみなさまにお諮りし、賛同を得ました。

その後は2年ごとの定時株主総会での決議を経て、現在も継続しています。

以下、当該大規模買付ルール（買収防衛策）の概要です。

1. 大規模買付ルールの導入とその目的

当社取締役会は、特に中長期的な観点から、当社の企業価値および株主共同の利益を維持・向上させていく所存ですが、これと共に、特に大規模買付者のみが他の株主様の損害の上で利益を得る懸念がある大規模買付行為、大規模買付後の経営の提案が適切でない判断される大規模買付行為、株主様が情報のないまま誤信して当該提案に応じてしまう懸念がある大規模買付行為等に対しては、当該大規模買付行為に関する一定の情報収集と情報開示を行い、当社としての見解を表明した上で、各株主様の判断に付託することが当社の取締役会の務めであると考えています。

また、当該買付行為が株主様に十分な検討機会も与えられないまま企業価値を毀損する行為が行われる等、不測の事態が生じた場合またはその懸念が確たる場合は、当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買収を防ぐことも、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもありと考えています。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が上記の見解を具体化した一定のルールに従って行われることが、当社および当社株主の皆様全体の利益に合致すると考え、大規模買付ルールを設定し、当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買収に該当すると判断した場合には、対抗措置を発動することとしました。

2. 大規模買付ルールの内容

当社の発行する株券等を買付ける者のうち、大規模買付ルールの対象となる者（大規模買付者）は、「当該買付者を含む株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする買付行為を行おうとする者」、または「当該買付の結果、同グループの議決権割合が20%以上となる買付行為を行おうとする者」と定め、大規模買付者による意向表明書、大規模買付行為の目的・内容等一定の情報を提供して頂きます。

当社取締役会は、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ公表します。当社取締役会は、必要情報を分析・検討した結果、大規模買付者の提案が企業価値または株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断が困難な場合には、具体的な対抗措置を決定した上で、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思の確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します。なお、取締役会の上記判断においては、特別委員会の勧告を最大限尊重して決議を行います。

3. 大規模買付行為への対応方針

(1)大規模買付者が大規模買付ルールを順守されなかった場合には、当社取締役会は当社株主の皆様全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が定める手段を行使し、大規模買付行為に対抗する場合があります。

(2)大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、たとえ当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主様への説得を行う可能性はあるものの、原則として対抗措置はとりません。

なお、ルールが順守されている場合であっても、真に当社の経営に参加する意思が無いにも関わらず、ただ株価をつり上げて高値で当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合など、当社の企業価値あるいは当社株主の皆様全体の利益を著しく損なう目的であると当社取締役会が判断した場合は、対抗措置を発動することがあります。

4. 本対応方針の有効期限

大規模買付ルールの有効期間は2年であり、定時株主総会において株主の皆様のご信任を得ることとしています。また、大規模買付ルールの内容を取締役会が変更した場合は、その決議した日の直近の定時株主総会にて、株主の皆様のご信任を得ることとしています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行うため、決定事実、発生事実、決算に関する情報の開示に際し、以下の社内体制で臨んでいます。

決定事実に関しては、取締役会における決定事実を遅滞無く開示するために、審議案件が開示義務に相当するか、また、開示義務は無くとも広く告知すべき情報か否かを取締役会開催前に情報取扱責任者がチェックし、必要に応じて、徹底した情報管理のもと、社長室広報・IRグループ等をはじめとする関連部門と密接に連携しながら開示準備を進めています。これにより、当該事項が取締役会決議により承認された場合は、当該情報の開示を遅滞無く行える体制となっています。

また、重要決定事項の情報開示を漏れなく行うために、情報取扱責任者は取締役の任にある者から選任されています。

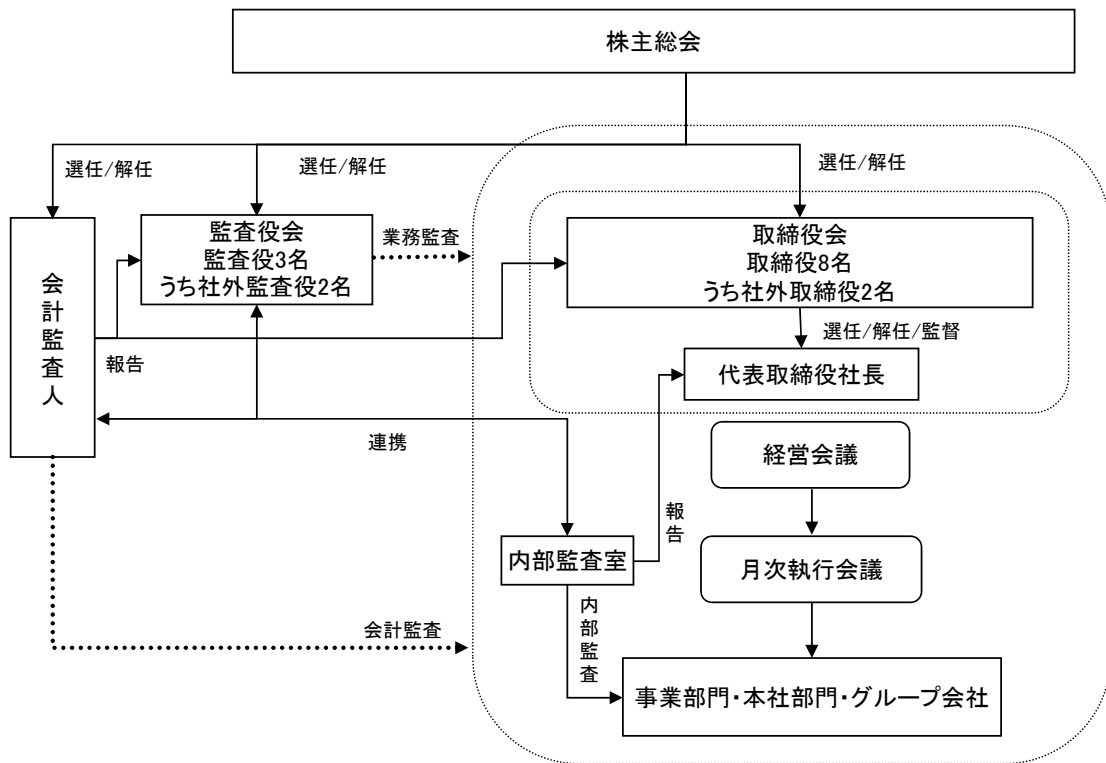
発生事実に関しては、迅速に会社情報の開示を行うことを一義とし、情報開示責任者を明確化しています。

すなわち、発生事実確認のもと、取締役会の報告ならびに開示内容の承認を得て、情報取扱責任者の指示により、社長室広報・IRグループを通じて情報を開示することを基本としていますが、緊急を要する場合は、代表取締役あるいは情報取扱責任者の判断により、迅速に情報開示を行うこととしています。

決算情報に関しては、決算取締役会承認後、遅滞無く適時開示を行っています。

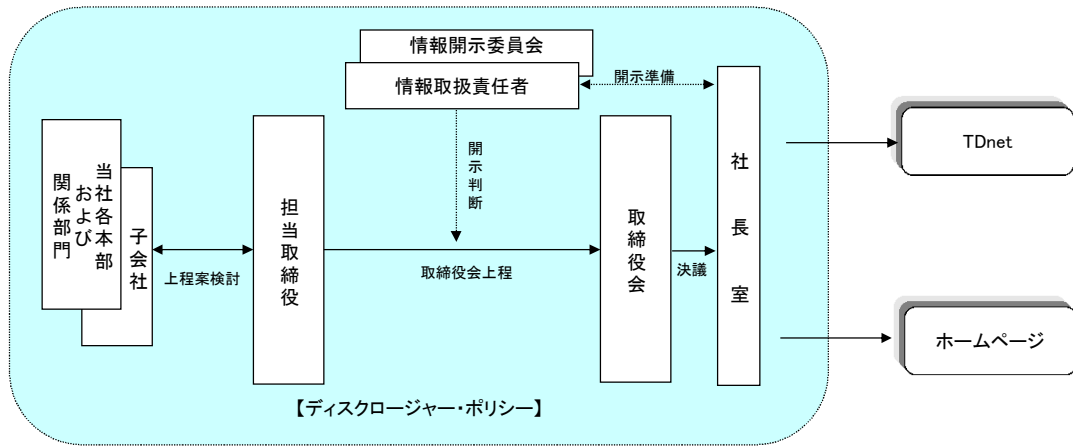
また、開示情報の基準は、当社ホームページに公表しているディスクロージャー・ポリシーに則って判断しています。

Ikegami コーポレートガバナンス 概要



Ikegami 適時開示 概要

決定事実



発生事実

